

議案第 4 3 号

羽曳野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号）の一部改正により、災害援護資金の貸付利率を市で独自に引き下げることができるようになったことを踏まえ貸付利率を引き下げるとともに、償還方法に年賦償還及び月賦償還の方法を加える等所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年羽曳野市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に改める。

第 14 条を次のように改める。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利子を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 15 条第 1 項中「は、半年賦償還」を「の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 14 条の規定は、同日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

羽曳野市災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び<u>災害弔慰金の支給等に関する法律施行令</u>(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>第2条～第13条 省略</p> <p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利子を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 <u>災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び<u>同法施行令</u>(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>第2条～第13条 省略</p> <p>(利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 <u>災害援護資金は、半年賦償還とする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>償還免除、保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p> <p>以下省略</p>